

## ◎過労死等防止対策推進法

(平成二六年六月二七日法律第一〇〇号) (衆)

### 一、提案理由(平成二六年五月二七日・衆議院本会議)

○後藤茂之君 ただいま議題となりました各案について申し上げます。

まず、委員会提出の三法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……(略)……

次に、過労死等防止対策推進法案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族または家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするものであります。

本案は、去る五月二十三日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い

過労死等防止対策推進法

い申し上げます。

### 二、参議院厚生労働委員長報告(平成二六年六月二〇日)

○石井みどり君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……(略)……

次に、過労死等防止対策推進法案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること等に鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするものであります。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長後藤茂之君より趣旨説明を聴取した後、介護・障害福祉従事者の処遇改善のための具体的な方策、政府が一体となってアレルギー疾患対策を実施する必要性、政府が策定する医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画に国民の責務、役割を定める必要性、過労死等の防止対策に係る立法の意義と今後の政府の取組等について質疑を行いました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律

過労死等防止対策推進法

三六四

案、アレルギー疾患対策基本法案及び過労死等防止対策推進法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二六年六月一九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、過労死等の防止に当たっては、その対策が国の責務であることを踏まえ、地方公共団体、事業主その他の関係者の協力、連携の下にその推進を着実に図ること。
  - 二、過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定に当たっては、過労死等防止対策推進協議会の意見を尊重し、当事者等の意見を十分反映したものとなるよう努めること。
  - 三、過労死等に関する調査研究等に当たっては、国民に対する啓発と正しい理解の普及を促すため、調査研究結果等について積極的な公表に努めること。
- 右決議する。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。